

※訂正箇所には公印での訂正印が必要です。

卒業（見込）証明書

本人記入不可（裏面の＜記入例＞を必ず参照のうえ、証明者が記入し、作成してください。）

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
学校名	※大学卒業・短期大学卒業（見込）者・高等学校卒業者は学校所定の証明書を提出してください。（本様式不可）
課程・学科	
学校教育法上の学校 （卒業時に該当していること）	①専修学校の高等課程（修業年限3年以上） ※専門課程の方は様式6を提出してください。 ※一般課程は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。 ②各種学校（修業年限2年以上） ※同法第134条第1項に基づく同法第90条 ^{注意1} に規定する大学に入学することのできる者を入学資格とする学校に限る。 ③高等学校専攻科（修業年限2年以上） ※同法第58条第2項 ^{注意1} に規定する。 ④中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上に限る） ⑤特別支援学校専攻科（修業年限2年以上に限る） 該当の①～⑤を記入してください
修業年限	※上記①は3年以上必須。②～⑤は2年以上必須。 修業年限を満たさない場合は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。 年
所在地	
電話番号 証明書作成者の連絡先	
卒業（見込） 年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 卒業 / 卒業見込 ※いずれかを○で囲んでください。 注意2

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

学校名（証明施設） _____

学校長（証明者） _____

公印

※個人印不可

注意1 学校教育法抜粋

第58条 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。（第2項省略）

第134条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

注意2 令和7年度中（令和8年3月まで）に卒業できなかった場合、合格（一部科目合格）は無効になります。

ご不明な点があれば証明書発行者から神奈川県次世代育成課までお問い合わせください。（裏面参照）

<記入例>

氏名	保育 恵		
生年月日	昭和	平成	61年 3月 9日
学校名	学校法人△△学園 ○○高等学校		
課程・学科	看護専攻科		
学校教育法上の学校 (卒業時に該当していること)	③	<p>①専修学校の高等課程(修業年限3年以上) ※専門課程の方は「様式6」を提出してください。 ※一般課程は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。</p> <p>②各種学校(修業年限2年以上) ※同法第134条第1項に基づく同法第90条^{注1}に規定する大学に入学することができる者を入学資格とする学校に限る。</p> <p>③高等学校専攻科(修業年限2年以上) ※同法第58条第2項^{注1}に規定する。</p> <p>④中等教育学校後期課程専攻科(修業年限2年以上に限る)</p> <p>⑤特別支援学校専攻科(修業年限2年以上に限る)</p>	
修業年限	2	<p>※上記①は3年以上必須。②～⑤は2年以上必須。 修業年限を満たさない場合は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。</p>	
所在地	神奈川県○○市○○町○○		
電話番号 証明書作成者の連絡先	○○○-○○○-○○○		
卒業(見込)年月日	昭和	平成	令和 17年 1月 卒業 / 卒業見込

該当の番号を必ず記入してください。

卒業時に該当する番号の条件を満たしていることを必ず確認のうえ、証明してください。

統廃合等により学校名が変わっている場合は、余白にその旨を記入してください。

学校名(証明施設) 学校法人△△学園○○高等学校

学校長(証明者) 保育士 太郎

公印
※個人印不可

公印を必ず押印してください。

お問合せ先
神奈川県次世代育成課
電話 (045)285-0341
(祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで)